

## 鳥取県営工業用水道事業に係るPPP／PFI手法の導入可能性調査業務仕様書

- 1 業務名 鳥取県営工業用水道事業に係るPPP／PFI手法の導入可能性調査業務
- 2 業務目的  
本業務は、令和7年度に実施したポテンシャル調査（多様なPPP／PFI手法について検討し、導入可能性調査の実施につなげることを目的に実施）の結果を参考としつつ、3で示す検討対象事業（鳥取県営工業用水道事業）の持続可能な経営の実現に向けて、PPP／PFI手法の導入可能性調査を実施することを目的とする。
- 3 検討対象事業
  - (1) 鳥取県営工業用水道事業（運営）
    - ア 鳥取地区工業用水道事業
    - イ 日野川工業用水道事業
  - (2) 鳥取県営工業用水道事業（整備）
    - 日野川工業用水道バイパス管路工事事業
- 4 業務期間  
契約日から令和9年3月19日まで
- 5 業務内容
  - (1) 計画準備  
本業務の着手に当たっては、業務の目的及び趣旨を把握した上で、本仕様書に示す業務内容を確認し、次に示す事項について業務計画書を作成し、発注者に提出すること。
    - ア 業務概要
    - イ 実施方針
    - ウ 業務工程
    - エ 業務組織計画
    - オ 打合せ計画
    - カ 使用する主な図書及び基準
    - キ 連絡体制
  - (2) 資料の収集・整理  
本業務の対象施設について、基礎資料の収集・整理を行う。  
なお、収集すべき資料は以下を基本とし、詳細については、別途協議の上、決定する。
    - ア 上位計画・関連計画に関する情報の収集・整理
    - イ 維持管理情報の収集・整理
    - ウ 類似事例・先行事例に関する情報の収集・整理
    - エ その他業務上必要となる資料の収集・整理
  - (3) 現状分析、将来見通し、課題の洗い出し  
基礎資料の収集・整理結果を踏まえて、ヒト（人材）、モノ（施設）、カネ（財務）等の観点で現状を分析し、将来の見通しとその課題をとりまとめ、共有・可視化を行う。  
なお、現状分析、将来見通し、課題の洗い出しの中で、参考情報として過去の本県の検討を参考に鳥取県営工業用水道事業の存続及び代替手段に関わる検討も行うこと。

#### (4) 対応方策と業務分類の検討

各課題に対する対応策案を抽出し、対応方針を整理する。

##### ア 対応方策（案）の抽出

現状分析結果から、各課題に対する対応策案を抽出する。

##### イ 課題への対応方針の整理

現状分析結果及び現場の課題意識並びに将来見通しなどを考慮した上で、対応時期及び対応者（県企業局が実施するのか、PPP/PFI手法により民間事業者が対応するのか）等を検討し、課題への対応方針を対応策整理表に取りまとめる。

#### (5) PPP/PFI手法の比較検討

簡易判定により導入可能なPPP/PFI手法の絞り込みを行い、定量的又は定性的な詳細検討によりPPP/PFI手法活用の実現可能性を確認する。

##### ア 導入可能性のあるPPP/PFI手法の選択

検討対象事業を基に、広域化、バンドリング、DX・新技術・他分野連携等の手法を考慮した上、特に工業用水道事業の抱える諸課題の解決に向けて導入可能性のあるPPP/PFI手法の候補を簡易判断する。

なお、PPP/PFI手法には、ウォーターPPPを必ず含めることとする。

##### イ 事業スキームの概略検討

簡易判断したPPP/PFI手法について、対象施設、対象業務範囲、事業期間を検討し、パターン毎の事業スキームを概略検討する。また、管理・更新一体マネジメント方式では、更新実施型か更新支援型の比較・検討、プロフィットシェア方式の他事例調査と活用方法検討を行う。

##### ウ マーケットサウンディング

スキームの概略検討結果を基に、マーケットサウンディングを実施するためのヒアリング条件書を作成する。

次に、スキーム構想ごとに参画可能性のある企業を抽出した後、アンケート調査を実施し関連企業の参画意向を確認することとし、必要に応じてスキームに反映する。

なお、より詳細に民間事業者の意向を確認する必要があると判断する場合に実施する個別ヒアリングは、発注者及び受注者が共同で実施し、受注者は当該個別ヒアリングに係る資料作成及び調査結果の整理等をするものとする。

##### エ VFMの算出

想定される事業スキーム別に、従来型の発注手法と比較して財政効果があるのかどうかVFMを算出して確認する。

#### (6) PPP/PFI手法の選定

##### ア PPP/PFI手法の選定

これまでの検討結果を踏まえ、PPP/PFI手法の比較・評価を行った上で、実施可能なPPP/PFI手法を選定する。

なお、管理・更新一体マネジメント方式では、更新実施型か更新支援型かの選択を行う。

##### イ ロードマップ作成

選定したPPP/PFI手法に対して、導入効果を整理するとともに円滑な事業化に移行するための事業者等の公募方式や公募スケジュール等について検討し、事業実施に向けたロードマップを作成する。

また、今後の検討課題や事業化に向けた留意事項等を整理する。

#### (7) 説明資料の作成

PPP/PFIの導入に向けた事業のロードマップ、財政効果算出資料、概算事業費、想定される効果などを整理し、議会、関係部局への説明資料を作成する。

また、それ以外の項目についても、発注者の求めに応じて、資料を作成・提供すること。

(8) ポテンシャル調査の結果を踏まえた検討

令和7年度中に実施したポテンシャル調査の結果を参考に本業務を進めること。

なお、ポテンシャル調査の結果については、入札参加に係る事前提出物の提出のあった入札参加者に対して、発注者から情報提供するものとする。

6 成果品

本業務で収集した資料及び各種検討内容を整理の上、調査結果等についてとりまとめ、次の成果品を発注者に各2部提出すること。

また、編集可能な電子データも電子媒体（CD-R又はDVD-R）に格納の上、提出すること。

「報告書」にはVFM計算に使用したファイル等、県が指定する報告書作成にあたって作成した書類を含み、業務実施期間中においても、発注者が数値の妥当性を検証できるよう、計算式を残した状態で、委託者の指示があった都度ファイルを提供すること。

なお、令和8年12月1日（火）までに中間報告として、当該時点でのVFMの算定結果を含む本業務の調査検討状況を取りまとめて報告すること。

- (1) 中間報告書 2部 ※令和8年12月1日（火）までに提出
- (2) 報告書 2部
- (3) 報告書（概要版） 2部
- (4) 報告書（資料編） 2部
- (5) 協議議事録 2部
- (6) (1)～(5)の電子データ（PDF及びMicrosoft Office等の編集可能なもの）を格納したCD-R等 2枚

7 納入場所

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課（鳥取市東町一丁目220番地）

8 その他

(1) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。

ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 資料提供

受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

(3) 追完請求権

ア 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が本契約書及び仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

イ アの規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

ウ ア及びイの規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

(4) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(5) 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(6) 守秘事項等

ア 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(7) 個人情報の保護

受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

受注者は、(8)の規定により本業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

(8) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。

ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が業務委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

(9) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況等について調査し、又は報告を求めることができる。

この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(10) 完了報告及び検査

発注者は、本件業務を完了したときは、完了の日から10日以内に完了報告書を発注者に提出し、その日から10日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに発注者の検査を受けるものとする。

(11) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(12) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(13) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。